

するほかない。もう一つは非発掘簡に関する情報公開である。偽造簡についてのみならず、通常の放射性炭素年代ですら不十分な情報しか開示されないことがある。それでは隣接分野の研究者にすら正確な情報が伝わらないことがあるから、適切な情報公開のあり方が検討されるべきであろう。

第五七六回 十一月一日(水)

秦漢時代の法律文書

東洋文庫研究員
東京学芸大学名誉教授

太田 幸男

私が担当したのは、秦・漢兩時代の簡牘のうちの法律および法律関係文書についてである。このうち、とりあげたのは『雲夢秦簡(睡虎地秦簡)』と『張家山漢簡』二年律令の二種である。

当日配布した資料は、大別して次の三種類であり、講演も主としてこれらの資料に基づいて行われた。

一、両簡牘が出土した雲夢県睡虎地と江陵県(いずれも湖北省)の位置を示した白地図とカラーの地形図である。

二、両簡牘の概略的説明文。『世界歴史大系 中国史』(山川出版社、二〇〇三年)の四七六―四八九頁に私の執筆した両簡牘の解説文。

三、両簡牘の一部の原文と釈文。『雲夢秦簡』から二種類三点、『張家山漢簡』から一点。

雲夢県睡虎地郊外に南北に連なる一二基の秦墓の第一一号墓の棺内の遺骸の周辺から、一一五〇点あまりの竹簡が発見された。断簡や解説不明字、簡と簡の接合が諸説あっていまだ定説のない箇所等、今後の研究が待たれる点もある。字体は秦隸体で、棺内には竹簡が種類ごとに区別されて配置されていたこともあって研究が進み(赤外線をあてて解読された文字も含む)、現在までに数回釈文や解読文が出されている。発見された棺内の状況を丁寧に模写した図を配布資料中に入れたが、それらも含めて検討した結果、簡牘は次の一〇種に分類されている。「編年記」「語書」「秦律十八種」「秦律雜抄」「効律」「法律答問」「封診式」「為吏之道」「日書甲編」「日書乙編」。

これらの中には法律や法律関連文書のみではなく、教訓書、占卜書、実務手引等各種の文書もあり、墓主の「喜」(姓は記されない)の勤務上必要な文書が集められている。一〇種と一八の法律を解説する余裕はともなかつたが、いくつかの項目について、原史料も提示した。

「編年記」は、同竹簡整理小組による詳細な注がついた全文を配布した。喜が生まれる三〇年ほど前の前四世紀末から喜が死んだ年と思われる始皇五年までの間の秦国の年表（項目は大部分が秦国の対外戦争での成果の項目）をベースにして、それに喜が地方官吏として働き、まじめに仕事をして祖国に貢献しながら出世していった実態を加えたものである。おそらく喜の遺族が主人の業績を後世に伝え、地下に行った同僚達にも伝えるべく作ったものであろうが、このような年表は他に見たことがなく、史料として貴重なものと思われる。

「法律答問」もまた『雲夢秦簡』以外の簡牘には見られない一編である。おそらく実際に存在した事例に基づいて、法律のどの部分が適用され、有罪か無罪か、有罪の場合の量刑の程度が問答形式で示されており、おそらく裁判事例に基づくものと思われる。現在も使われている「判例集」に似たものと思われ、喜も判事の任に当たっていた可能性もあると思われる。この編を写し取ってたえず参照していたかもしれない。配布資料にはこの編から農耕地に関する二点の文を選んだ。一つは「匿田」という、役人が農民が耕作する土地の正式な報告を一部分誤った罪の処理に関する問答、もう一つは、郷部から示された戸毎の耕地の境界を示す封（もりつち）を農民が勝手に移動して自己の割当

地の面積を増やそうとした罪に関する問答である。後者の問答は、農民に戸別に割り当てられた農地と、実際に複数の戸によって共同耕作される農地とは違いがあるのではないかと、当日の聴衆には私の主旨が理解できなかったのか、関心がなかったのか、何の質問も出なかったのは残念であった。

次に『張家山漢簡』について、湖北省荆州市から約二キロメートル離れたところにある張家山は漢代の遺跡として戦後注目されてきたが、その漢墓二墓から律令文が記された五〇〇点あまりが発見され、別の所から「二年律令」と墨書された一竹簡が発見され、この律令は内容の検討の結果、前一八六年、すなわち呂后二年から八年にかけて書き写されたことがわかった。律と令がはっきり区別されており、全体が二八律、令（令は一点のみ）となっている。『雲夢秦律』より法体系として整った内容を持ち、特に漢代の爵制に基づいた体系がなされている。「田律」中の蜀・稿の取取に関する規定の部分を配布資料中に入れたが、この律令は一文が長く、充分時間をとって検討する余裕がなく終わったのが残念であった。

質問・意見が多く出たのは「日書」についてである。日常生活上の奇怪にしておどろおどろしい諸現象とそれらへ

の迷信的対応策を述べた文は戦国時代～漢代の簡牘に多く見られ、当時の役所に住民の要求に応えるべく多数用意されていたと思われる。配布資料に住居にまつわるもの三点を選んだ。質問は、当時の民衆が身の廻りの珍現象に恐怖心を抱き、役所に駆け込むのは分かるが、対応する役人までが明らかな迷信を本気で示していたのか、という疑問で、当時における科学的認識とは何か、まで議論は進んだ。

第五七七回 一月二〇日(水)

漢簡が伝える中国古代の裁判

東洋文庫研究員
中央大学名誉教授 池田 雄一

近年、中国各地で出土する簡牘は、吏人の墓からの出土が少なくなく、生前の業務に関連する律令や行政文書が大量に副葬されていた。この結果、伝世史料においては定かでないが、中国古代の律令制社会の詳細を窺い知ることができるようになった。ここでは、その律令がどのように運用されていたかを、紀元前、秦・漢初の裁判において確認してみたい。

裁判は、些末な庶民生活をあからさまに伝え、社会史としても興味深い。裁判における律令の位置付けは、最末の庶民の日常と律令との接点を知る上で貴重な課題となる。

同時に、この律令の整備は、紀元を遡る中国古代において、数千万に上る人々（前漢末紀元二年の人口は、五九五九万四九七八人。『漢書』地理志）を統治する上で、軍事力などの威圧的手法のみで体制を維持することが困難であったことを伝えてくれる。

伝世史料では、裁判を支える律令（刑罰法規）、刑書が早くから整備されていた。刑書の整備は、春秋時代、中央集権化が進む紀元前六世紀に、鄭の刑鼎（前五三六年）、晋の刑鉄鼎（前五一三年）、鄭の竹刑（前五〇一年）など多出する。これら刑書の整備は、否定的反響を呼んだ鄭の刑鼎に対し、鄭の竹刑では既に国益に沿う（『春秋左氏伝』）とも見なされたが、また刑の起源を異民族である苗民に仮託する（『尚書』呂刑）言辞もある。

それでも戦国秦漢時代にかけては、李悝の法経（盗律・賊律・網律・捕律・雜律・具律）、劉邦の法三章、蕭何の九章律と刑罰法規の継承が伝えられる一方、行政的法規については、蕭何の九章律中の三律（戸律・興律・廩律）を知る程度であった。これに対して簡牘では、戦国時代にも遡